

資料Ⅱ－１

基本計画（該当部分の抜粋）
第２部 施策の基本的方向と具体的施策
Ⅰ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施 策 の 基 本 的 方 向	
(１) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 行政分野において、行政施策の対象の半分は女性であり、また、同様に施策の影響を受けることから、女性の参画を拡大していくことが重要である。政策・方針決定過程への男女共同参画は民主主義の要請である。 女性国家公務員については、国家公務員法に定める平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進する。人事院勧告の際の報告においても、各府省における女性の採用・登用の拡大等の重要性がうたわれており、政府としては、人事院の策定する指針を踏まえ、女性の採用・登用等の促進に向けて積極的な取組を行う。	
具 体 的 施 策	担当府省
・ <u>女性国家公務員の採用・登用等の促進</u> 女性国家公務員の採用、登用、職域拡大及び能力開発を一層推進する。 その際、人事院において検討が進められている、女性の採用・登用の拡大に向けた施策を各府省が計画的に着実に推進するための指針の策定について、人事院に対して、早期に検討を進め、策定することを求める。 また、各府省において、同指針を踏まえ、女性の採用・登用等の促進に向けた施策に関する計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進する。 さらに、女性国家公務員の現状、各府省における取組状況等に関して、定期的に調査し公表するなどのフォローアップについて検討する。	全府省

資料Ⅱ－２－（２） 女性国家公務員の採用・登用等の促進について
（平成１３年６月５日 男女共同参画推進本部決定）

標記については、男女共同参画基本計画（平成１２年１２月１２日閣議決定）に基づき、平成１３年５月２１日に人事院が策定した「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を踏まえ、各府省において、女性の採用・登用等の促進に向けた計画を策定するなど、総合的かつ計画的に取組を推進することとする。